

(7) TPP協定の意義

[内閣官房作成資料]

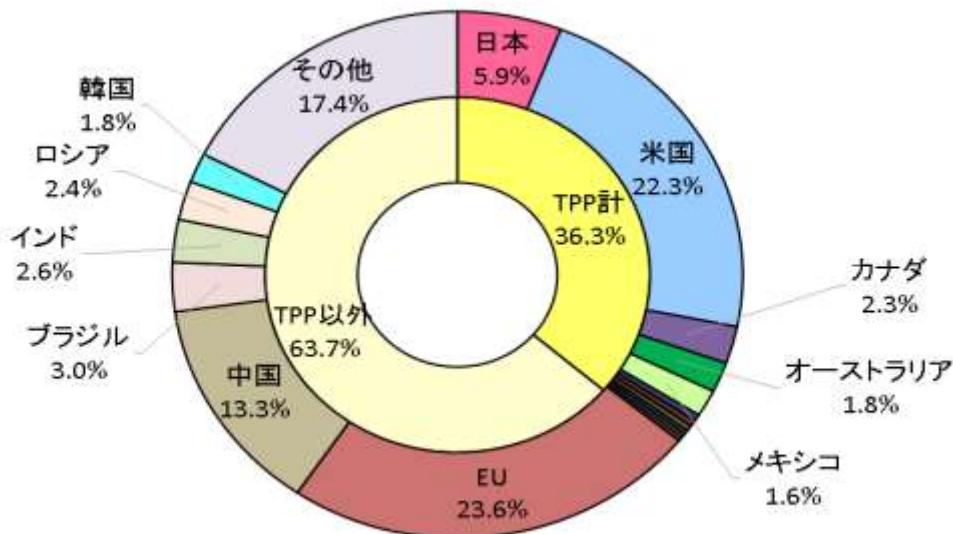
＜10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意＞

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

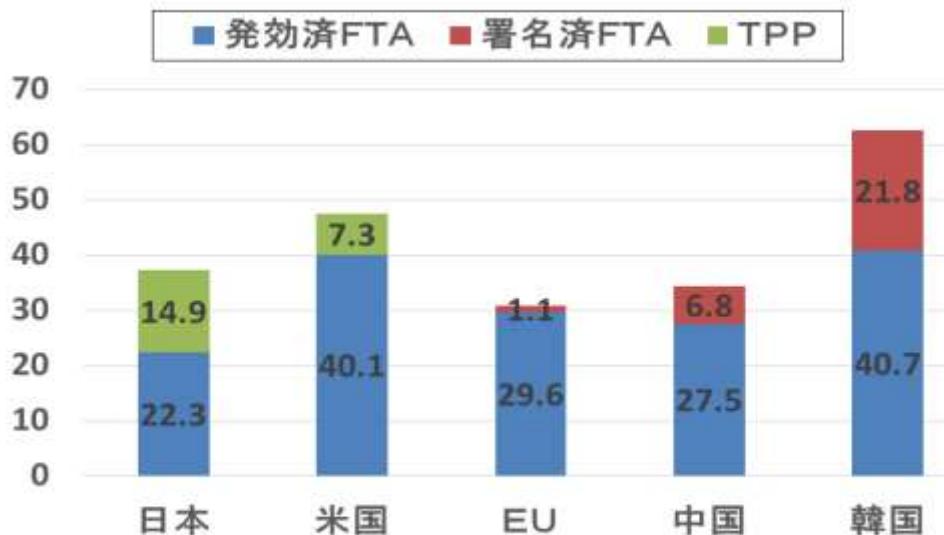
○物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注：発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

(8) TPP協定の効果

[内閣官房作成資料]

- 農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- 自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- サービス・投資等の分野で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<ビジネス関係者の一時的入国>

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

<電子商取引>

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

<知的財産>

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

- 原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

(9) TPP交渉参加各国の関税撤廃率

[内閣官房作成資料]

国	我が国	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

(注)NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

(10) TPP税関当局及び貿易円滑化の概要

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要
内閣官房TPP政府対策本部
平成27年10月5日より抜粋

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間内(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
- 急送貨物(通常の状況において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
- 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- 自動化(輸出入手続を、单一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める)

(11) TPP協定の概要

[内閣官房作成資料]

※前文に加え、以下の30章で構成。

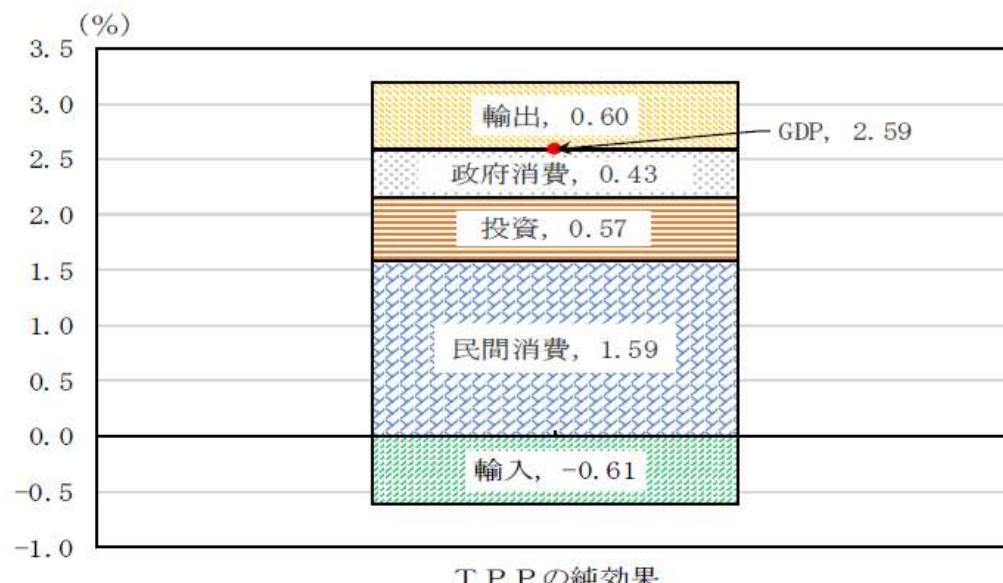
(1)冒頭の規定及び一般的定義 TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができるることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。	(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行うまでの基本的なルールを定める。	(3)原産地規則及び原産地手続 関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された产品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。	(4)繊維及び繊維製品 繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。	(5)税関当局及び貿易円滑化 税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。
(6)貿易救済 ある產品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該產品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。	(7)衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(8)貿易の技術的障害(TBT) 安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要的障害とならないよう、ルールを定める。	(9)投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇、最惠国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(10)国境を超えるサービスの貿易 内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。
(11)金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(12)ビジネス関係者の一時的な入国 ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国との約束を定める。	(13)電気通信 電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(14)電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15)政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達について、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。
(16)競争政策 競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。	(17)国有企业及び指定独占企業 国有企业と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企业の規律について定める。	(18)知的財産 特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。	(19)労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	(20)環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(21)協力及び能力開発 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(22)競争力及びビジネスの円滑化 サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。	(23)開発 開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。	(24)中小企業 中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。	(25)規制の整合性 加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。
(26)透明性及び腐敗行為の防止 協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。	(27)運用及び制度に関する規定 協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。	(28)紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。	(29)例外 締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。	(30)最終規定 TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。

(12) TPP協定の経済分析

[内閣官房作成資料]

- TPPが発効し、その効果により我が国が新たな成長経路（均衡状態）に移行した時点において、実質GDP水準は+2.6%増、2014年度のGDPを用いて換算すると、約14兆円の拡大効果が見込まれる。また、その際、労働供給は約80万人増と見込まれる。
- 分析結果にあるGDP増等の効果は、一時的な需要増加ではなく、生産力の高まりである。TPPによる貿易・投資の拡大によって、生産性が上昇し、労働供給と資本ストックが増加することで、真に「強い経済」が実現することになる。より具体的には、以下のメカニズムで、新たな持続的成長経路へ移行することを想定している。

GDP変化と需要項目別の寄与



○GDP変化
: +2.59% (+13.6兆円)
*実質GDPは524.7兆円 (2014年度)

○労働供給変化
: +1.25% (+79.5万人)
*労働力人口は6,593万人、就業者数は6,360万人 (2014年度)

(注) なお、2013年政府統一試算と同様の手法（関税率引下げ効果のみを考慮）をとると、GDP変化: +0.34% (2014年度のGDPで換算すると、+1.8兆円) (政府統一試算では+0.66% (+3.2兆円))となる。

(13) 総合的なTPP関連政策大綱

[内閣官房作成資料]

- 世界のGDPの約4割（3,100兆円）という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出される。TPPはアベノミクスの「成長戦略の切り札」となるもの。
- 本政策大綱は、TPPの効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするもの。
- 本大綱に掲げた主要施策については、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、28年秋を目途に政策の具体的な内容を詰める。
- 本大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。

新輸出大国

<TPPの活用促進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPPの普及、啓発
- 中堅・中小企業等のための相談窓口の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

グローバル・ハブ（貿易・投資の国際中核拠点）

<TPPを通じた「強い経済」の実現>

1 TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 地域の「稼ぐ力」強化

- 地域の関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化

<食の安全、知的財産>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等

農政新時代

<農林水産業>

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

- 合板・製材の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

[内閣官房作成資料]

- ・TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

- 1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。**(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
- 2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。**
 - (1)著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
 - (2)発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3)商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
- 3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。**(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
- 4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。**(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
- 5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。**(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
- 6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。**(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
 (関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく
 申告原産品に係る情報の提供等に関する法律関係)

[内閣官房作成資料]

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 原産地手続(関税暫定措置法及びEPA申告原産品法の改正)

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査
- ・我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税關への協力

B. セーフガード関係等(関税暫定措置法の改正)

①TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、②TPP協定締約国が協定に違反した場合、③TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

C. その他整備が必要となる規定(関税暫定措置法等の改正)

- ・TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定(日豪EPAに伴い導入された規定の対象にTPP協定を追加)。
- ・修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。